## 多重債務問題庁內連絡会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、多重債務問題庁内連絡会議(以下「連絡会議」)という。

(目的)

第2条 連絡会議は、多重債務に苦しむ市民を発見した場合に相談に応じられる連 携体制を構築することにより、多重債務問題の早期発見、早期解決を図ることを 目的とする。

(構成)

- 第3条 連絡会議は、次に揚げる庁内各関係所属等の長で構成する。
  - (1) 市民安全部次長
  - (2) 消費生活センター所長
  - (3) 生活安全課長
  - (4) 収納課長
  - (5) 広報広聴課長
  - (6) 総合支所総務課長
  - (7) 社会課長
  - (8) 高齢・障害福祉課長
  - (9) こども家庭課長
  - (10) 建築課長
  - (11) 上下水道総務課長
  - (12) 学校教育課長
  - (13) その他必要があると認められる所属

(会長及び副会長)

- 第4条 連絡会議に会長及び副会長を置く。会長は会議を招集し、議長となる。会 長に事故あるときは副会長が職務を代理する。
- 2 会長は市民安全部次長、副会長は消費生活センター所長をもって充てる。

(活動内容)

- 第5条 連絡会議は、次に掲げる事項を活動内容とする。
  - (1) 多重債務者を発見した際の消費生活センターへ確実に誘導するための連携体制の整備
  - (2) 学校等と協力し、多重債務者発生予防のための金融教育の実施
  - (3) 多重債務問題解決のための専門家による職員研修の実施
  - (4) 多重債務問題解決後、市民の生活を安定させるための相談体制の整備
  - (5) その他多重債務に関すること

(分科会)

第6条 連絡会議には、必要に応じて各関係所属の実務者代表から選出した分科 会を置くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。